

いばらき県央学生定住・ＵＪターン促進事業 2025
企画運営・映像制作業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

県央地域 9 市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）により構成されるいばらき県央地域移住・定住促進協議会（以下「協議会」という。）では，いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき，令和 4 年度から 5 年間，圏域への移住・定住の促進に係る取組を進めることとしている。

協議会では，これまでの取組を踏まえ，若い世代の更なる移住・定住促進に向けて，圏域内の大学生を対象とした定住意欲の向上及び進学により圏域外へ転出した大学生に対する ＵＪターンの促進を図る事業を展開することとした。そのためには，特に関係機関との連携及び事業の企画運営に関する民間事業者の専門的なノウハウを活かすことが効果的であることから，様々な視点から企画提案を受け，最も適した事業内容と候補者を選定する公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 名称

いばらき県央学生定住・ＵＪターン促進事業 2025 企画運営・映像制作業務

(2) 業務内容

いばらき県央学生定住・ＵＪターン促進事業 2025 企画運営・映像制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 発注者

いばらき県央地域移住・定住促進協議会（事務局：水戸市市長公室政策企画課）

(4) 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(5) 委託場所

茨城県水戸市中央 1 丁目外地内

(6) 委託料上限額

7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは，【様式 1】参加申込書の提出日現在において，以下の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て，又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員や連携企業等が，次のいずれにも該当する者でなく，その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己，自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的，又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して，資金の提供や便宜の供与等を行い，暴力団の維持運営に協力又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和 7 年 5 月 30 日（金）※水戸市ホームページ掲載
質疑書の受付期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）
質疑書に対する回答期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）
参加申込書等提出期限	令和 7 年 6 月 27 日（金）※必着
参加資格確認通知	令和 7 年 7 月 4 日（金）※電子メールで通知
企画提案書等提出期限	令和 7 年 7 月 14 日（月）※必着
一次審査（書面審査）	令和 7 年 7 月 16 日（水）～令和 7 年 7 月 23 日（水）
一次審査結果通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）※電子メールで通知
二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月 1 日（金）
最終選考結果通知・公表	令和 7 年 8 月 4 日（月）※電子メールで通知
契約締結・業務開始	令和 7 年 8 月 5 日（火）以降

5 質疑及び回答

本業務及びプロポーザルについて質疑がある場合は，【様式 4】質疑書を提出すること。なお，質疑書以外での問合せは受け付けない。

(1) 提出場所及び方法

協議会事務局（「15 申込み及び問合せ先」で後述する協議会事務局をいう。以下同じ）に事前に電話連絡の上，【様式 4】質疑書を電子メールにて提出すること。なお，電子メールの件名は「【会社名】 いばらき県央学生定住・U J ターン促進事業 2025 質疑」とすること。

(2) 提出期限

令和7年6月13日（金）17時まで

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年6月20日（金）までに、随時水戸市のホームページに掲載する。なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する異議申立ては受け付けない。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出すること。

- ア 【様式1】参加申込書
- イ 【様式2】参加資格に関する申立書
- ウ 【様式3】会社概要
- エ 決算書
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出場所及び方法

協議会事務局に事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年6月27日（金）17時まで

※ 郵送の場合は、令和7年6月27日（金）必着

7 参加資格確認通知書

令和7年7月4日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------------|----|
| ア 企画提案書（任意様式）※1事業者1案とする | 9部 |
| イ 企画提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R） | 1部 |
| ウ 【様式5】費用見積書 | 1部 |
| エ 【様式5別紙】費用見積明細書 | 1部 |

(2) 提出場所及び方法

協議会事務局に事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年7月14日（月）17時まで

※ 郵送の場合は、令和7年7月14日（月）必着

9 企画提案書について

(1) 構成

1	会社概要，実績	会社概要と類似事業の実績を提示すること。
2	取組方針，提案 コンセプト	本業務に対する基本的な考え方や取組方針，提案コンセプトを提示すること。
3	事業内容	仕様書及び以下の事項を踏まえ，本業務として実施する事業内容を具体的に提示すること。 (1) 映像番組及び交流企画の内容や実施回数，出演者等について具体案を示すこと。 (2) 映像1本あたりの視聴目標数及び交流企画の目標参加者数を明確に示すとともに，それらを達成するための周知方法について具体案を示すこと。 (3) 本業務の目的を達成するための独自提案があれば具体的に示すこと。
4	スケジュール	本事業の詳細スケジュールについて提示すること。
5	受託期間中の実施体制	本業務を円滑に進めるための実施体制に関する考え方と発注者との役割分担について提示すること。
6	付属資料	本業務の提案者としてアピールできる組織力や強みを表す資料があれば提示すること。

(2) 規格等

ア 様式は，A3判又はA4判横，上とじ，文書は横書きとする。また，A4判を主体とした際のA3判の挿入も可とする。カラー，白黒は問わない。

イ ページ数は，50ページ以内とし，表紙，裏表紙，目次をつけ，表紙，裏表紙，目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお，表紙，裏表紙，目次はページ数に含まないものとする。

ウ 提案内容（付属資料記載のものを除く）は，全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし，根拠も含め，できる限り具体的であること。なお，提案者の責めに帰すべき理由により業務委託契約後に提案内容が実施できなくなった場合は，代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし，そのための追加費用は提案者が負担すること。

10 見積書について

(1) 見積書の作成

【様式5】費用見積書に本業務の実施に必要な費用の総額を記載し、その内訳を【様式5別紙】費用見積明細書に記載すること。

(2) 留意事項

- ア 本業務の委託料上限額である7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。なお、この金額を超えた提案は無効とする。
- イ 通貨単位は、円とすること。
- ウ 代表者印を押印すること。

11 業務委託候補者の選定方法

(1) 選定を行う者

選定に当たっては、協議会構成市町村職員で構成する、いばらき県央学生定住・UJターン促進事業2025企画運営・映像制作業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案内容を公正かつ客観的に審査し、業務委託候補者を選定する。

(2) 審査方法

- ア 提出された企画提案書等に基づき、委員会作業部会による一次審査（書面審査）を実施し、合計点上位3位までの者を一次審査通過者として選定する。なお、合計点上位3位までの中で同点となる者があった場合は、その全てを一次審査通過者とする。
- イ 一次審査の結果は、参加者全員に対し令和7年7月25日（金）までに参加申込書に記載されたアドレスに電子メールで通知する。
- ウ 一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施し、委員会選定委員による二次審査を行う。当審査で各選定委員の「実現性」の評価項目の点数の合計が当該項目の満点の3割以上の事業者のうち、最高評価を得た提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選定する。ただし、各選定委員の見積額の評価を除く評価点数の合計が満点の5割に達しない場合は、最優先候補者を選定しない。（各評価項目については、別紙「いばらき県央学生定住・UJターン促進事業2025企画運営・映像制作業務委託プロポーザル一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）における評価項目」を参照）
- エ 最高評価を得た事業者が2者以上ある場合は、選定委員の協議により契約の最優先候補者を選定するものとする。
- オ 参加申込書提出が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、各選定委員の見積額の評価を除く評価点数の合計が満点の5割以上となった場合、契約の最優先候補者として選定する。

(3) プレゼンテーションの日程等

ア 期 日 令和7年8月1日（金） ※詳細は別途連絡

イ 場 所 水戸市役所 ※詳細は別途連絡

ただし、災害が発生した場合等、現地に集合することが不適切と判断された

際は、県内・県外を問わずオンラインによるプレゼンテーションの実施とする。

ウ 参 加 者 1 事業者 3 名以内（プロジェクトリーダーは必ず参加すること。）

エ 実施時間 30 分以内（プレゼンテーション 15 分，質疑応答 15 分）

オ 順 番 企画提案書を提出した順

カ 内 容 あらかじめ提出した企画提案書の内容について説明すること（企画提案書の内容を補完する動画等の再生は可とする）。企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。

キ そ の 他 (ア) 発注者が指定する会議室に備え付けてある機材以外で，説明に必要な機材，備品等は全て提案者が準備する。※詳細は別途連絡

(イ) プレゼンテーション時の発言は，断りがない限り，企画提案内容となる。

12 選定結果の通知及び公表

選定結果は，プレゼンテーション参加者全員に最優先候補者の名称を文書で通知するとともに，水戸市のホームページに掲載する。

なお，選定結果に対する異議申立は一切受け付けない。

13 契約

(1) 契約の締結

最優先候補者の決定後，提案内容に基づいて協議を行い，両者の協議が整った場合，令和 7 年 8 月 5 日（火）以降に本業務にかかる契約を締結する。

ただし，当委託業務の性質上，企画提案内容の実施に向けて細部における検討・調整が必要となる可能性があることから，発注者と最優先候補者の協議後，協議内容を含めた費用見積書の提出，確認を行った上で，契約金額を決定することとする。

なお，本委託業務の全てを再委託することは認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において，役割が明確に示されている場合を除く。）。必要により一部を再委託する場合は，協議会事務局と協議の上，書面によりその承認を得てから行うものとする。

(2) 次点候補者との協議

最優先候補者が業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には，次点候補者と当該委託契約について協議を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか，水戸市の関係規定に定めるところによる。

(4) 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(6) 支払方法

原則、業務終了後一括払いとする（詳細は別途契約書で定める。）。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあっては、当該契約の解除ができるものとする。

ア 不正に他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談や開示を行う等、公正かつ自由な競争を妨げたとき。

イ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

ウ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、本プロポーザル手続における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、水戸市情報公開条例（平成 13 年水戸市条例第 4 号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、上記アの目的で必要な範囲において複製を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提出書類に含まれる著作権、特許権等法令に基づいて保護される第 3 者の権利について争いが起きた場合は、提案者が責任を負うものとする。

(3) その他

ア プロポーザルに係る企画提案は、1 事業者 1 案とする。

イ 提出期限後における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注者から指示があった場合を除く。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜発注者が判断するものとする。

15 申込み及び問合せ先

協議会事務局（水戸市市長公室政策企画課政策審議室） 担当：川野辺、吉田

住所：〒310-8610 茨城県水戸市中央 1-4-1 電話：029-350-1580

FAX：029-232-9462

Mail：singi@city.mito.lg.jp

窓口対応時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分